

## 天神山自治会規約実施規程

### <目的>

第1条 この規程は、天神山自治会規約（以下「規約」という。）に基づき、その実施に必要な事項を定めるものとする。

### <入会>

第2条 規約第7条第1項の入会申込書（様式第1号）は、別紙の通りとする。

### <退会>

第3条 規約第8条第1項第2号の退会申込書（様式第2号）は、別紙の通りとする。

### <会員及び会費の免除>

#### 第4条

- 1 規約第3条に定める会員が属する世帯は、同一住居に居住する者を含むものとする。
- 2 規約第9条に定める会費の免除の対象となる世帯は、次の通りとする。
  - (1)生活困窮世帯など、会長が特に必要と認めた世帯。

### <部会の職務>

#### 第5条

##### (1) 総務部

- ア 本会の運営に関する全般的な庶務の処理。
- イ 公民館の維持管理。
- ウ 財産の管理。
- エ 市、関係機関、学校及び関係団体との連携。
- オ 区域内における男女共同参画を推進するための事業。

##### (2) 広報部

- ア 本会の事業に関する広報の発行その他、情報の提供。
- イ 情報の収集。

##### (3) 防犯・防災部

- ア 本会の区域内（以下「区域内」という。）における防犯、暴追、防災、交通安全その他安全安心な生活確保に関する業務。

##### (4) 環境部

- ア 区域内におけるごみ減量やリサイクルの推進をはじめ、環境保全、改善など生活環境全般にわたる業務。

##### (5) 福祉部

- ア 区域内における地域福祉推進、及び健康増進を図るため、就学前の児童、高齢者や障がい者、その他社会的弱者の支援のための事業。
- イ 春日市献血推進協議会に関する事業。

(6) 子ども部

- ア 区域内における就学中の児童、生徒の子育て環境を整えるための事業。
- イ 天神山子ども会育成会の支援に関する事業。

(7) 文化部

- ア 区域内における生涯学習の推進、及び文化に関する事業。
- イ 全市的な事業への参加とりまとめ。

(8) 体育部

- ア 区域内における体育・レクリエーションに関する事業。
- イ 全市的な事業への参加とりまとめ。

<隣組長の職務等>

第6条

- 1 規約第23条第3項に定める隣組長の選出において、規約第9条により会費を免除された世帯は、隣組長を辞退することができる。
- 2 規約第23条第4項に定める隣組長の職務は次のとおりとする。
  - (1) 自治会費及び隣組費の徴収に関すること。
  - (2) 文書の配布又は回覧等に関すること。
  - (3) 隣組間の連絡調整に関すること。
  - (4) その他隣組会において決定した活動に関すること。

<隣組の区域>

第7条 規約第23条第4項に定める隣組の区域は、別表のとおりとする。

<規程の改廃>

第8条 この規程の改廃は、運営委員会で決定する。

<その他>

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。